

令和 6 年度 保育所入所募集



保育所は、保護者が仕事や病気等の事情により「保育の必要性がある」状態にあるお子さんを、保育することを目的とする児童福祉施設です。

保育所入所申込みをされる際は、必ず保護者が提出してください。

■入所手続きについて

《新規入所申込みの方》

4月からの新規入所を希望される方は、入所の申込みと同時に、「保育の必要性の認定」の支給認定の申請が必要になります。

また、入所手続きにはマイナンバーが必要になるため、窓口にて本人確認をさせていただきます。

《継続入所希望の方》

現在入所されている方は、入所申込みと同時に、現況届の提出が必要になります。

■「入所の要件」・「保育の必要性の認定」の基準について

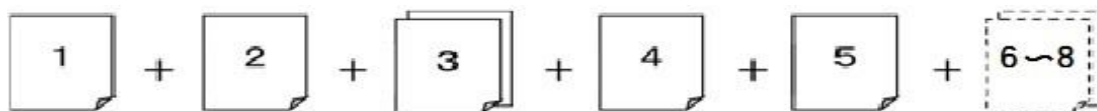
入所については、子ども・保護者とも井手町内に在住し、住民票を有する世帯（転入の予定があり、住所地の確定している世帯を含む）で保護者のいずれもが次の1～9の事由に該当する場合であって、子どもを保育することが困難な場合です。また、認定については、1号認定（満3歳以上・教育標準）、2号認定（満3歳以上・保育）、3号認定（満3歳未満・保育）の3つに区分されることになり、保育園等で保育を希望される場合は、2号認定、3号認定が必要となります。保育認定には、保育の必要な理由（下記のいずれか）に該当し、お子さんの保育が困難な家庭が対象となります。

- ①就 労：1ヶ月あたり48時間以上労働することが常態である場合。
- ②育 児 休 業：育児休業取得中に、すでに保育を利用している子がいて、継続利用が必要な場合。
- ③妊娠・出産：出産予定日から出産前後各8週間。（多胎出産の場合は産前14週間、産後8週間）
- ④疾病・障がい：病気、負傷、心身に障がいがある場合。
- ⑤介護・看護：同居の親族（長期間入院等している場合も含む。）を介護または、看護している場合。
- ⑥災 害 復 旧：震災、風水害、火災等の復旧にあたっている場合。
- ⑦就 学：学校または職業訓練校に在学している場合。
- ⑧求 職 活 動：求職活動を継続的に行っている場合。（※入所日より3ヶ月間を限度とする）
- ⑨そ の 他：上記に類する状態と町が認める場合。



■必要書類について

次の1～5、場合によって6～8を提出。3については該当する書類を提出してください。



1. 保育の必要性の教育・保育給付認定（変更）認定申請書 兼 現況届

2. 保育利用申込書

3. 「保育の必要性」を確認する書類

- ・就労（臨時・パートの方も含む）、自営業、農業、内職の方：就労証明書
- ・育児休業中の方：就労証明書
- ・妊娠、出産の方：①出産・疾病・障がい・看護・介護申立書【A】
母子手帳の写し（出産予定日のわかるところ）
- ・疾病、障がいの方：①出産・疾病・障がい・看護・介護申立書【A】
診断書及び障害者手帳の写し、通所証明書等
- ・介護、看護をしている方：①出産・疾病・障がい・看護・介護申立書【A】
診断書及び介護計画書、通所証明書等
- ・災害復旧にあたっている方：罹災証明書
- ・就学の方：②就学証明書【B】
在学証明書及び時間割表の写し等
- ・求職中の方：③就労予定申立書【C】

4. 家庭調査票

5. 同意書

6. 委任状 祖父母等の保護者（父または母）以外の方が代理申請される場合は、
委任状及び代理人の方の本人確認が必要になります。

7. 転入に関する誓約書 申請日時点で井手町に住所がなく、入所日までに転入予定の方

8. 在宅障害児（者）のいる世帯等の申出書

※新規入所の方は、申請時に本人確認が必要になります。

（祖父母等の保護者（父または母）以外の方が代理申請される場合は、委任状及び代理人の方の本人確認が必要になります。）

■入所年齢について

玉川保育園 5歳～0歳（平成30年4月2日生～産後8週明けから）

【定員】0歳：9名 1歳：8名 2歳：12名 3歳：20名

（0～2歳児は入所人数により月齢でクラス編成になる場合があります。）

多賀保育園 5歳～3歳（平成30年4月2日生～令和3年4月1日生）

【定員】3歳：20名

（入所人数により合同クラスになる場合があります）

いづみ保育園 3歳～1歳（令和2年4月2日生～令和5年4月1日生）

【定員】1歳：16名 2歳：24名 3歳：20名

（1～2歳児は入所人数により月齢でクラス編成になる場合があります。）

■保育必要量（基本利用時間）について

保護者の就労時間や保育の必要な理由などに応じて、保育所の基本利用時間となる「保育必要量」も決定されます。保育必要量は、「保育短時間」と「保育標準時間」の2つに区分されます。

「保育短時間」は、午前8時30分から午後4時30分までの最長8時間、「保育標準時間」は、午前7時30分から午後6時30分までの最長11時間となります。

なお、原則として保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満の場合は、「保育短時間」の利用となり、月120時間以上の場合は、「保育標準時間」の利用となります。

（裏面へ）

■申込書の交付について

令和5年10月2日（月）以降、保育園及び役場住民福祉課において交付します。

■申込み受付について

受付期間：令和5年11月17日（金）～令和5年11月24日（金）

受付場所：下記の日程で保育園にて受付

※兄弟姉妹で希望される保育園が異なる場合は、いずれかの日で同時に申請してください。

◇玉川保育園（TEL：82-2153）

4歳・5歳 令和5年11月17日（金） 午前9時～午後4時

0歳～3歳 令和5年11月21日（火） 午前9時～午後4時

◇多賀保育園（TEL：82-2225）

3歳～5歳 令和5年11月24日（金） 午前9時～午後4時

◇いづみ保育園（TEL：82-4160）

1歳～3歳 令和5年11月22日（水） 午前9時～午後4時

◎受付期間以降の申込みは、令和5年12月20日（水）までに役場住民福祉課で申込みください。

◎申請状況によっては、第1希望の園に入所できない場合や、兄弟姉妹で入所する園が分かれることがありますので、予め、ご了承ください。

◎詳細につきましては住民福祉課（TEL：82-6164）または、上記各保育園にお問い合わせください。

■保育の無償化について

令和元年10月から3歳～5歳児と住民税非課税世帯の0歳～2歳児の保育料が無償化されております。また、令和5年4月より井手町独自施策として、第2子以降の園児の保育料が無償化されております。

■給食費（主・副食費）等無償化について

町立保育所に通う全園児の給食費を町が負担することで、保護者負担の軽減をはかります。

■延長保育料について

第1子の園児が保育必要量（支給認定証における保育時間）以上の保育を利用される場合は、延長保育料が必要となります。

延長保育料（子ども1人につき）	
日額	100円

■保育料について

保育料は、保護者の市町村民税額をもとに算定します。毎年9月が保育料の切り替え時期になり、4月から8月までは、前年度の市町村民税額に基づく保育料となり、9月から3月までは、当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。（下記の表は、令和元年10月1日以降の保育料に適用されています。なお、令和5年度以降については、今後改定される場合があります。）

各月初日の満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		短時間認定	標準時間認定
階層	定義		
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C1	市町村民税均等割のみ課税世帯（ひとり親世帯等）	7,150円	7,300円
C2	市町村民税均等割のみ課税世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）	14,300円	14,600円
D1	市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯（ひとり親世帯等）	7,150円	7,300円
D2	市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）	14,300円	14,600円
D3	市町村民税所得割課税額48,600円～53,000円未満の世帯（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円
D4	市町村民税所得割課税額48,600円～53,000円未満の世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）	22,100円	22,500円
D5	市町村民税所得割課税額53,000円～67,000円未満の世帯（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円
D6	市町村民税所得割課税額53,000円～67,000円未満の世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）	22,100円	22,500円
D7	市町村民税所得割課税額67,000円～77,101円未満の世帯（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円
D8	市町村民税所得割課税額67,000円～85,000円未満の世帯	22,100円	22,500円
D9	市町村民税所得割課税額85,000円～97,000円未満の世帯	23,500円	24,000円
D10	市町村民税所得割課税額97,000円～121,000円未満の世帯	26,500円	27,000円
D11	市町村民税所得割課税額121,000円～139,000円未満の世帯	28,000円	28,500円
D12	市町村民税所得割課税額139,000円～157,000円未満の世帯	29,700円	30,300円
D13	市町村民税所得割課税額157,000円～169,000円未満の世帯	32,700円	33,300円
D14	市町村民税所得割課税額169,000円～186,000円未満の世帯	32,700円	33,300円
D15	市町村民税所得割課税額186,000円～198,000円未満の世帯	36,000円	36,700円
D16	市町村民税所得割課税額198,000円～210,000円未満の世帯	40,300円	41,000円
D17	市町村民税所得割課税額210,000円～228,000円未満の世帯	42,200円	43,000円
D18	市町村民税所得割課税額228,000円～301,000円未満の世帯	44,900円	45,700円
D19	市町村民税所得割課税額301,000円～397,000円未満の世帯	58,900円	60,000円
D20	市町村民税所得割課税額397,000円以上の世帯	58,900円	60,000円

注1 未成年者（20歳に達する日以降の最初の3月31日の間にある者を含みます）が2人以上いる世帯は、2人目以降の児童の保育料は0円となります。